

NISA

— 少額投資非課税制度 ニーサ —

SMBC日興証券で、いっしょにはじめてみませんか？



POMPOMPURIN © 1996, 2020 SANRIO CO., LTD. APPROVAL NO. G604707

NISA口座なら、配当金・分配金・譲渡益が **非課税** になります！

NISA

一般NISA



つみたてNISA



どちらか選択

※「一般NISA」と「つみたてNISA」は同一年での併用はできませんのでご注意ください

本資料は2020年3月現在の法令等に基づいて作成しておりますが、2020年3月27日の所得税改正等を受けて、今後制度等が改正される予定です。

いっしょに、明日のこと。
Share the Future



SMBC日興証券

「一般NISA」と「つみたてNISA」、どちらを選ぶ？

NISAとは、NISA口座内で新たに買付した株式や公募株式投資信託等から得られる「配当金・分配金・譲渡益」が**非課税**になる制度です。

- NISAには「一般NISA」と「つみたてNISA」があり、一年ごとにどちらか一方を選択してご利用いただけます。
- 「つみたてNISA」を選んだ後も、年ごとに再度「一般NISA」に変更することもできます。
(「一般NISA」から「つみたてNISA」に変更することも可能です。)
- NISA口座はおひとり様1口座のみで、日本にお住まいの20歳以上の方がご利用可能です。

特徴の比較をしてみよう！

	一般NISA	つみたてNISA
対象年齢	20歳以上(NISA口座開設する年の1月1日において20歳以上であること)	
非課税枠	年間 120万円 まで	年間 40万円 まで
非課税期間	投資した年から最長 5年間	投資した年から最長 20年間
投資可能期間	2023年12月末まで	2037年12月末まで
対象商品	上場株式・ETF・上場REIT・ 公募株式投資信託・ 上場新株予約権付社債・ 上場優先出資証券	長期の積立・分散投資に 適した一定の商品性を有する 公募株式投資信託 (当社ではETFの お取扱いはございません)
投資手法	制限なし (通常の買付・積立投資どちらも可能)	積立投資に限る
非課税の対象	配当金・分配金・譲渡益	分配金・譲渡益

	(ご参考)ジュニアNISA
対象年齢	0~19歳
非課税枠	年間80万円まで
非課税期間	投資した年から最長5年間
投資可能期間	2023年12月末まで
対象商品(当社の場合)	一般NISAと同じ
投資手法	一般NISAと同じ <small>※18歳まで途中払出しに制限</small>
非課税の対象	一般NISAと同じ

違いを
しっかり
確認しよう！



NISA口座なら
利益が非課税に
なるんだね!



わたしにピッタリなNISAはどちら？

株式にも投資をしたい

少しまとまった金額で
投資をしたい

そんなあなたには……
「一般NISA」がおすすめです!

多彩なラインアップから
投資商品を選びたい

好きなタイミングで
投資をしたい

詳しくは3～4ページ

将来のために長期でコツコツ
積立てて資産形成したい

少額でもいいので、
今から積立を始めたい

そんなあなたには……
「つみたてNISA」がおすすめです!

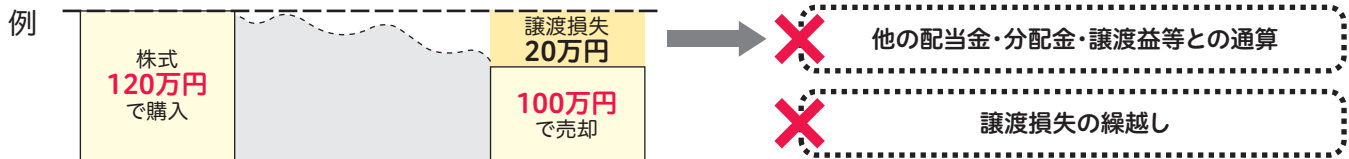
長期の資産形成に適した
投資商品を選びたい

投資タイミングを
考えるのが大変

詳しくは5～6ページ

CHECK! NISA口座で発生した譲渡損失は、通算・繰越しの対象外です

NISA口座で譲渡損失が発生した場合、NISA口座以外（一般口座や特定口座）で発生した他の利益（配当金・分配金・譲渡益）との通算や、譲渡損失の繰越しの対象とはなりません。



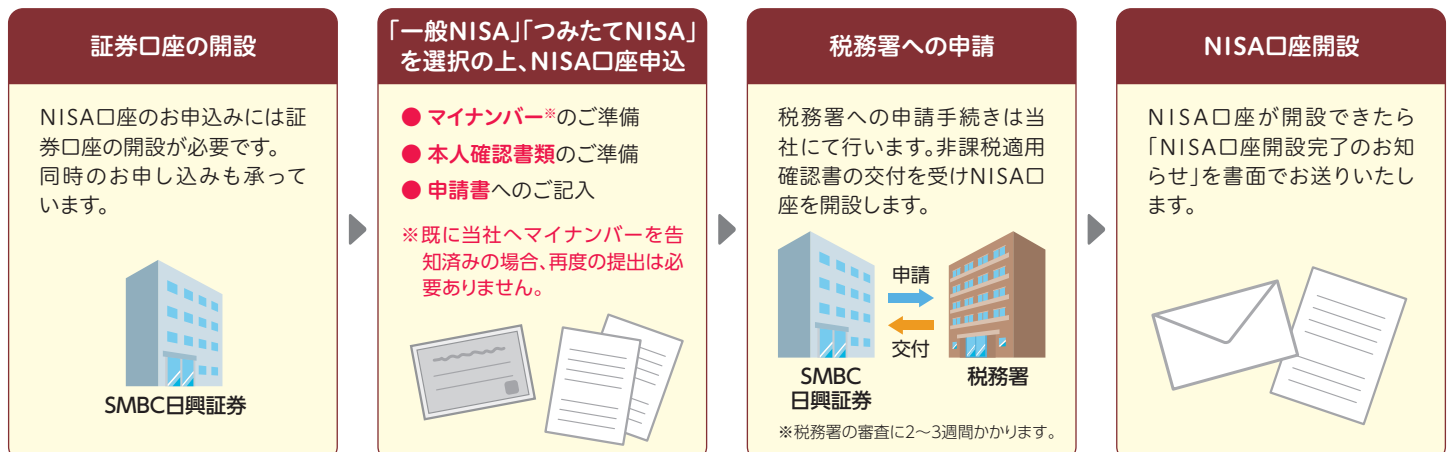
CHECK! 非課税枠の再利用はできません

NISA口座で保有している株式や公募株式投資信託等を一度売却した場合、その非課税枠の再利用はできません。また、非課税枠の未使用分を翌年以降に繰り越すこともできません。

NISA口座開設の流れ（一般NISA・つみたてNISA共通）

NISA口座でお取引するにはNISA口座の開設が必要です。

NISA口座開設について
詳しくはこちらへ▶

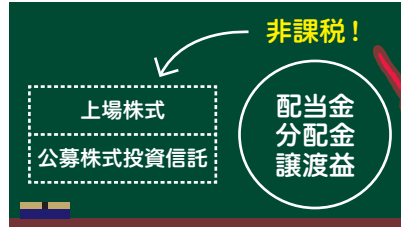


! 「一般NISA⇒つみたてNISA」・「つみたてNISA⇒一般NISA」への変更手続き（勘定変更）の際は当社までお問い合わせください。

「一般NISA」とは？

年間120万円まで、
最長5年間
非課税になるよ！

一般NISA口座で新たに購入した
上場株式や公募株式投資信託等の
「配当金・分配金・譲渡益」が、
最長5年間非課税になる制度です。



「一般NISA」はわかりポイント

非課税期間は

最長5年間

非課税枠は

年間120万円まで

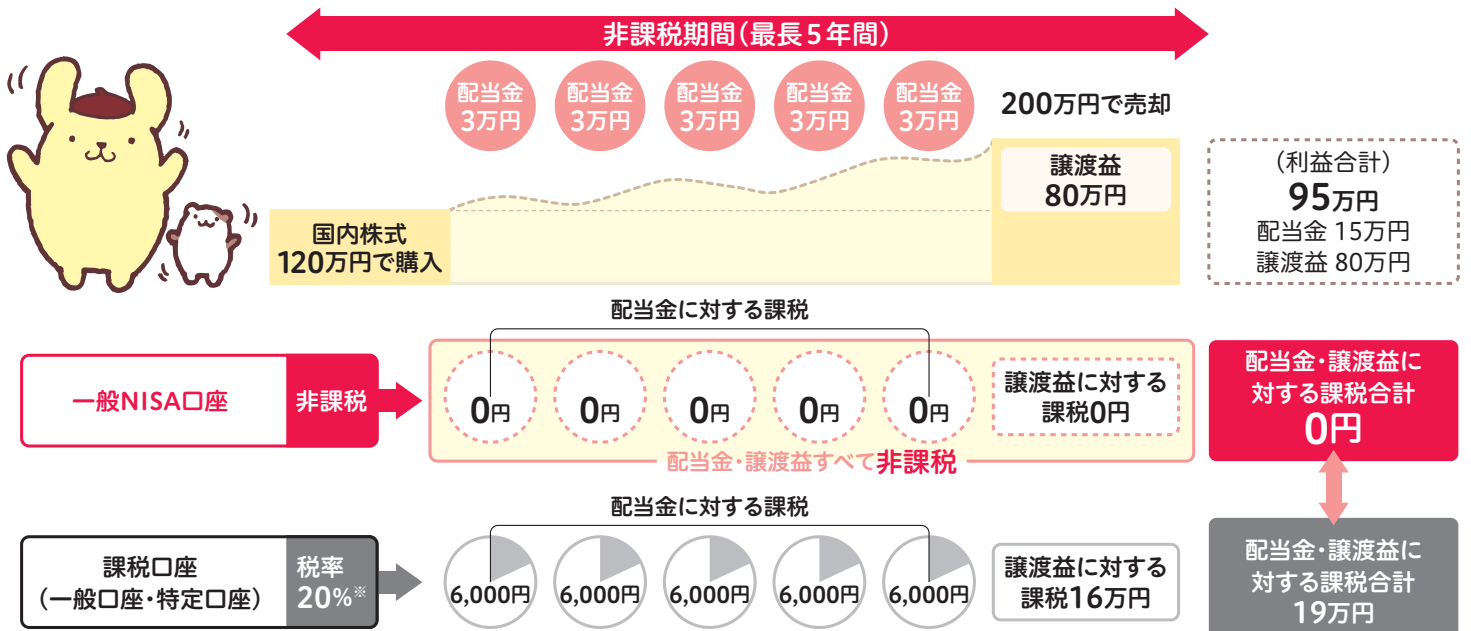
対象商品は、

上場株式・公募株式投資信託等

20歳以上の個人が利用可能
(日本にお住まいの方のみ)

非課税メリットを確認しよう！

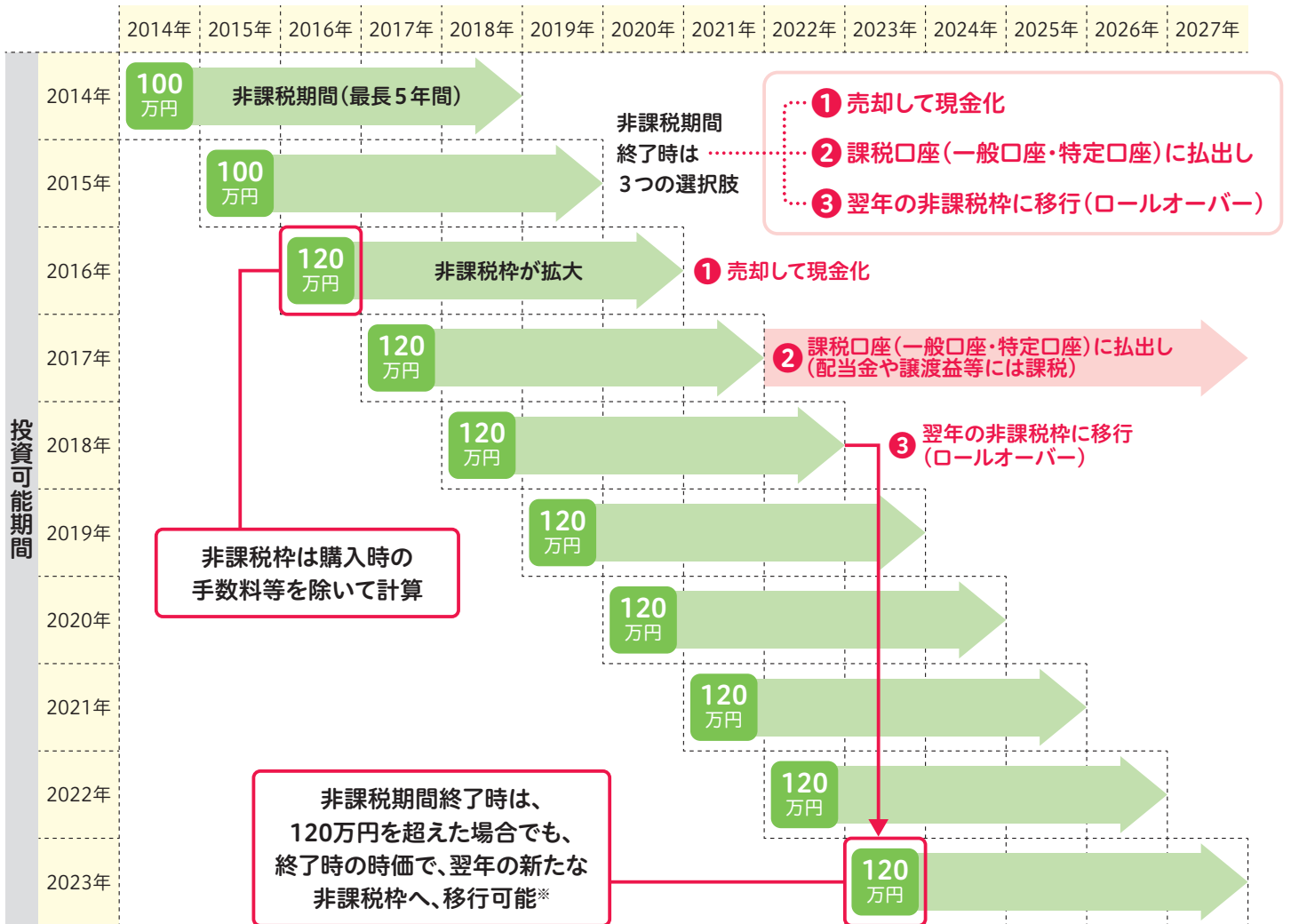
例：国内株式を120万円で購入し、毎年3万円の配当金を受取り、5年後に200万円で売却した場合の比較



CHECK! 一般NISA口座で保有している上場株式等の配当金等を非課税にするためには、配当金の受取方法を「株式数比例配分方式(配当金を証券会社のお取引口座で受取る方法)」にする必要があります。

CHECK! 外国上場株式等の配当金の場合、外国所得税(米国市場であれば10%)が現地で源泉徴収されたあとに、国内で税金が徴収されるしくみとなっています。一般NISA口座では、国内の税金分は非課税になりますが、外国所得税は課税となります。

「一般NISA」のしくみ

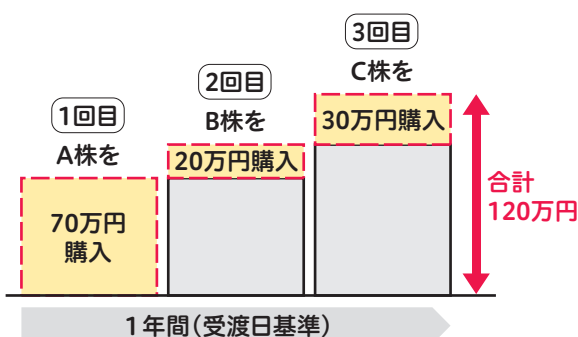


※非課税期間終了前に別の年の非課税枠へ移行する場合、移行時の時価で120万円が上限となります。

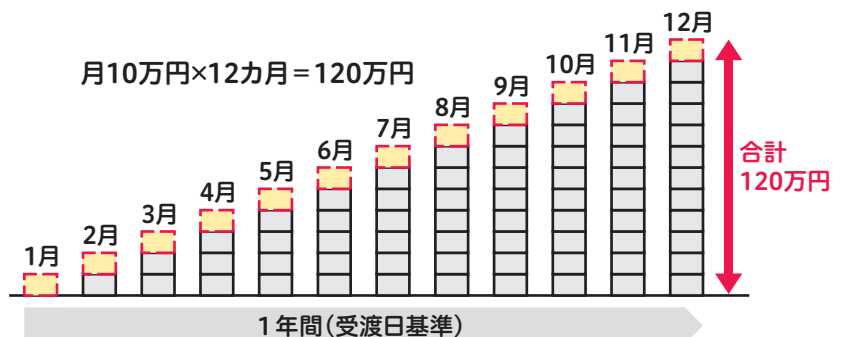
運用ニーズにあわせた使い方いろいろ

- 「一般NISA」なら、お客さまの運用ニーズにあわせた買付方法が選択できます。
- 好きなタイミングで買付するだけでなく、定期的にコツコツ積立することも可能です。
- 毎月積立投資をしながら、余った非課税枠で株式等を機動的に買付する使い方もあります。

例1. 株式を複数回に分けて買付



例2. 公募株式投資信託を定期的に一定額ずつ買付(積立)



「つみたてNISA」とは？

つみたてNISA口座で新たに購入した公募株式投資信託の「分配金・譲渡益」が、**最長20年間非課税**になる制度です。

つみたてNISA口座での買付の方法は、定期的に一定金額の買付を行う方法(積立投資)限定です。

年間40万円まで、
最長20年間
非課税になるよ！

積立投資

〔毎月、定期的に
一定金額を買付〕

通常の買付

〔任意のタイミングで
スポット買付〕



「つみたてNISA」はわかりポイント

非課税期間は
最長20年間

非課税枠は
年間40万円まで
(当社の年間買付上限金額:396,000円*)

買付方法は
積立投資限定

対象商品は、
積立投資
に適した一定の要件を満たす
公募株式投資信託

20歳以上
の個人が利用可能
(日本にお住まいの方のみ)

当社の「つみたてNISA」は
オンライントレード
(日興イーリートレード)で
ご提供するサービスです。

※日興イーリートレードの
利用申込み等が必要になります。

※つみたてNISA口座での買付上限金額は毎月33,000円(年間396,000円)となり、非課税枠(年間40万円)を使い切ることはできません。なお、積み増し(買付金額の増額)はできません。

CHECK! 一定の要件を満たす公募株式投資信託とは？

「つみたてNISA」の対象商品は、長期の積立や分散投資に適した法令要件を満たす公募株式投資信託に限定されています。

わかりやすい・
低コストの
商品に限定！

販売手数料ゼロ・
信託報酬が
一定水準以下

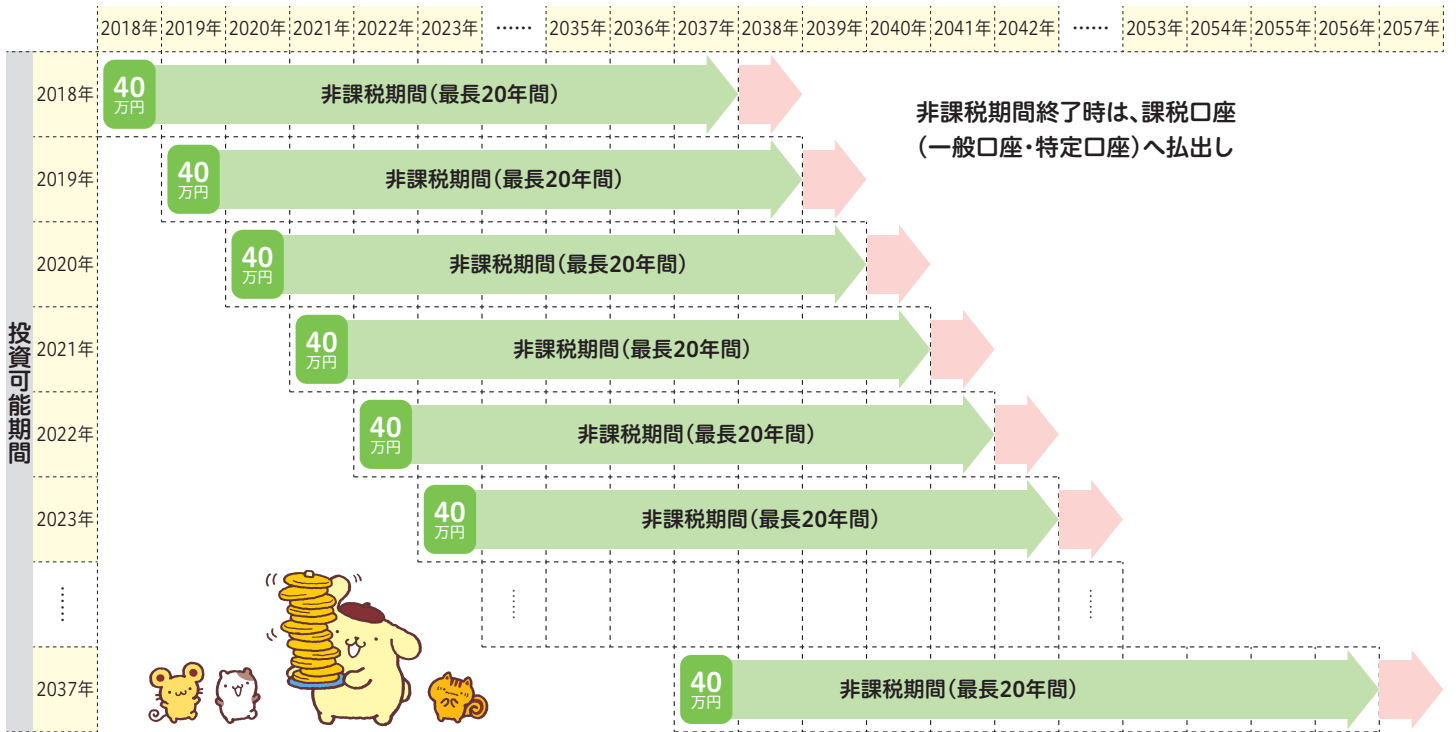
分配頻度が
毎月でない

信託期間が無期限
または20年以上



SMBC日興証券なら、幅広いラインアップの中から最適な銘柄を選ぶことが可能です！
対象銘柄については、当社ホームページまたは日興イーリートレードでご確認ください。

「つみたてNISA」のしくみ



※当年の非課税枠へのロールオーバーおよび非課税期間終了時の翌年の非課税枠へのロールオーバーはできません。

積立投資のメリットとは？

自動積立なので手間いらず

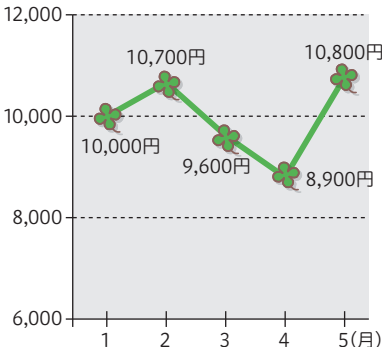
一度設定すれば、自動で毎月一定金額を買付けるため、買付タイミングに悩むことはなく、長期の積立も手間なく続けられます。

時間分散により安定した運用が期待できます<ドルコスト平均法>

価格変動する商品に一定金額の投資を続けること(ドルコスト平均法)で、買付数量は価格が高い時には少なく、価格が低い時には多くなりますので、平均買付価格を低く抑える効果が期待されます。

「積立投資」のイメージ～公募株式投資信託を「一定口数」購入した場合と「一定金額」購入した場合～

(基準価額:円)



●毎月10,000口ずつ買付けた場合(一定口数)

基準価額	10,000円	10,700円	9,600円	8,900円	10,800円	合計
買付口数	10,000口	10,000口	10,000口	10,000口	10,000口	50,000口
買付金額	10,000円	10,700円	9,600円	8,900円	10,800円	50,000円

平均買付価格 10,000円

●毎月10,000円ずつ買付けた場合(一定金額)

基準価額	10,000円	10,700円	9,600円	8,900円	10,800円	合計
買付口数	10,000口	9,346口	10,417口	11,236口	9,259口	50,258口
買付金額	10,000円	10,000円	10,000円	10,000円	10,000円	50,000円

平均買付価格 9,950円

ドル・コスト平均法を利用することで、同じ投資金額50,000円でも合計口数が258口多く買い付けができ、1万口当りの平均買付価格が約50円安くなりました。

※図表はドル・コスト平均法の概念を説明するためのイメージです。手数料・税などの諸費用は考慮していません。

※ドル・コスト平均法は将来の収益を約束したり、相場下落時における損失を防止するものではありません。※ドル・コスト平均法は必ずしも一括投資より効果を発揮するわけではありません。

NISA(少額投資非課税制度)ご利用にあたってのご留意事項

一般NISA・つみたてNISAのご留意事項

① 同一年においては、お一人様一口座(一金融機関)の開設となります

NISA口座は、金融機関を変更した場合を除き、同一年において一人一口座(一金融機関)しか開設できません。一般NISAとつみたてNISAは選択制のため、同一年において両方を利用することはできません。変更するためには、変更手続きが必要となります。

なお、当社で取り扱うNISA対象商品は以下のとおりです。

一般NISA 上場株式、ETF、上場REIT、公募株式投資信託、上場新株予約権付社債、上場優先出資証券 つみたてNISA 公募株式投資信託

※複数の金融機関で重複してお申し込みの場合、口座開設までに相当の時間を要する場合があります。 ※NISA口座で保有する有価証券を非課税(NISA)扱いのまま、他社へ移管することはできません。 ※つみたてNISAでお買付けいただける公募株式投資信託は、当社が選定した銘柄に限ります。

② 損益通算・繰越控除はできません

NISA口座の損失は、NISA口座以外(一般口座や特定口座)で保有する有価証券の売買益や配当金等との損益通算はできず、その損失の繰越控除もできません。

③ 非課税枠の再利用はできません

一旦使用した非課税枠は再利用できないため、NISA口座で保有している有価証券を売却・払出し等した場合であっても、その非課税枠の再利用はできません。また、年間の非課税枠(一般NISAは120万円、つみたてNISAは40万円)のうち、未使用分を翌年以降に繰り越すこともできません。

④ 上場株式等の配当金を非課税にするには

NISA口座で保有している上場株式等の配当金を非課税にするためには、配当金の受取方法を「株式数比例配分方式(配当金を証券会社のお取引口座で受取る方法)」にする必要があります。「株式数比例配分方式」のお申し込みにあたっては、申請書等に記載の【株式数比例配分方式のお申し込みについてのご留意事項】を十分にご確認ください。

※NISA口座で保有している上場株式等の配当金について非課税措置の適用を受けるためには、株主権利確定日(決算期日または中間決算期日)までに「株式数比例配分方式」に変更する必要があります。

⑤ 投資信託における分配金のうち元本払戻金の課税について

投資信託における分配金のうち元本払戻金(特別分配金)は、NISA口座での保有であるかどうかにかかわらず非課税のため、NISA制度上の非課税メリットを享受できません。なお、当社では、NISA口座で保有する投資信託の分配金を再投資する場合には、NISA口座以外(一般口座や特定口座)で管理されます。

つみたてNISA特有のご留意事項

① 積立契約(累積投資契約)に基づく、定期かつ継続的な方法による買付

つみたてNISAに係る積立契約(累積投資契約)を締結し、同契約に基づき毎月対象商品の買付を当社オンライントレード(以下、日興イーゼイトレード)から行います。なお、つみたてNISAは日興イーゼイトレード専用サービスのため、あらかじめ日興イーゼイトレードの利用申し込み等が必要となります。

② ロールオーバーはできません

一般NISAと異なり、当年の非課税枠へのロールオーバーおよび非課税期間終了時の翌年の非課税枠へのロールオーバーはできません。

③ 信託報酬等の通知について

購入いただいた投資信託の信託報酬等の概算値を年1回通知いたします。

④ 基準日における氏名・住所の確認について

基準経過日(初めてつみたてNISA口座に累積投資勘定を設定した日から10年を経過した日及び同日の翌日以後5年を経過した日ごとの日)にお客さまの氏名・住所について確認させていただきます。確認期間(基準経過日から1年を経過する日までの間)内に確認ができない場合は、つみたてNISAでの買付ができなくなります。

金融商品取引法第37条(広告等の規制)にかかる留意事項

手数料等について

SMBC日興証券株式会社(以下「当社」といいます。)がご案内する商品等へのご投資には、各商品等に所定の手数料等をご負担いただく場合があります。例えば、店舗における国内の金融商品取引所に上場する株式等(売買単位未満株式を除く。)の場合は約定代金に対して最大1.265%(ただし、最低手数料5,500円)の委託手数料をお支払いいただきます。投資信託の場合は銘柄ごとに設定された各種手数料等(直接的費用として、最大4.40%の申込手数料、最大4.5%の換金手数料又は信託財産留保額、間接的費用として、最大年率3.70%の信託報酬(又は運用管理費用)及びその他の費用等)をお支払いいただきます。債券、株式等を募集、売出し等又は相対取引により購入する場合は、購入対価のみをお支払いいただきます(債券の場合、購入対価に別途、経過利息をお支払いいただく場合があります。)。また、外貨建ての商品の場合、円貨と外貨を交換、又は異なる外貨間での交換をする際には外国為替市場の動向に応じて当社が決定した為替レートによるものとします。上記手数料等のうち、消費税が課せられるものについては、消費税分を含む利率又は金額を記載しております。

リスク等について

各商品等には株式相場、金利水準、為替相場、不動産相場、商品相場等の価格の変動等及び有価証券の発行者等の信用状況(財務・経営状況を含む。)の悪化等それらに関する外部評価の変化等を直接の原因として損失が生ずるおそれ(元本欠損リスク)、又は元本を超過する損失を生ずるおそれ(元本超過損リスク)があります。

なお、信用取引又はデリバティブ取引等(以下「デリバティブ取引等」といいます。)を行う場合は、デリバティブ取引等の額が当該デリバティブ取引等についてお客様の差入れた委託保証金又は証拠金の額(以下「委託保証金等の額」といいます。)を上回る場合があると共に、対象となる有価証券の価格又は指標等の変動により損失の額がお客様の差入れた委託保証金等の額を上回るおそれ(元本超過損リスク)があります。

また、店頭デリバティブ取引については、当社が表示する金融商品の売付けの価格と買付けの価格に差がある場合があります。

上記の手数料等及びリスク等は商品毎に異なりますので、当該商品等の契約締結前交付書面や目論見書又はお客さま向け資料等をよくお読みください。なお、目論見書等のお問い合わせは当社各店舗までお願いいたします。

商号等 SMBC日興証券株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第2251号

加入協会 日本証券業協会、一般社団法人日本投資顧問業協会、一般社団法人金融先物取引業協会、一般社団法人第二種金融商品取引業協会

【お問い合わせ先】 日興コンタクトセンター

<スマートフォンから 簡単・便利にお問い合わせ>

右記コードを読み込んでください



LINE・チャット・お電話・HP
よくあるご質問など、
便利なサービスを簡単に選べます

<固定電話・携帯電話からは>



0120-250-246

平日9:00~18:00 土・日9:00~17:00 ※祝日・年末年始を除く